

昭和三十年三月三十一日
第三千四百三十一号
官報

(22頁)

官報(号外)

官報

号外 昭和三十年三月二十八日

○第二十二回衆議院會議錄第七号

昭和三十年三月二十八日(月曜日)

議事日程 第七号

昭和三十年三月二十八日
午後一時開議

- 第一 裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙
- 第二 裁判官訴追委員及び同予備員の選挙
- 第三 皇室會議予備議員の選挙
- 第四 皇室經濟會議予備議員の選挙
- 第五 檢察官適格審査會委員及び同予備委員の選挙
- 第六 国土綜合開發會議會委員の選挙
- 第七 北海道開發會議會委員の選挙
- 第八 首都建設委員會委員の選挙
- 第九 鉄道建設會議會委員の選挙
- 第十 日本ユネスコ國內委員會委員の選挙
- 第十一 飼料精給安定審議會委員の選挙
- 第十二 積雪寒冷地帯振興對策審議會委員の選挙
- 第十三 渾田單作地域農業改良促進

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議錄第七号 中央選舉管理委員會の指名

進對策審議會委員の選挙

第十四 海岸砂地地帯農業振興對策審議會委員の選挙

第十五 畑地農業改良促進對策審議會委員の選挙

第十六 離島振興對策審議會委員の選挙

第十七 中央青少年問題協議委員會の選挙

第十八 自転車競技法等の臨時條例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 捕獲審檢所の檢定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

中央選舉管理委員會の指名

中央選舉管理會予備委員の指名

土地開發委員會委員任命につき事後承認の件

文化財保護委員會委員任命につき同意の件

日程第一 裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

日程第二 裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

日程第三 皇室會議予備議員の選挙

日程第四 皇室經濟會議予備議員の選挙

日程第五 檢察官適格審査會委員及び同予備委員の選挙

日程第六 国土綜合開發會議委員會の選挙

日程第七 北海道開發會議委員會の選挙

日程第八 首都建設委員會委員の選挙

日程第九 鉄道建設會議委員會委員の選挙

日程第十 日本ユネスコ國內委員會委員の選挙

日程第十一 飼料精給安定審議會委員會委員の選挙

日程第十二 積雪寒冷地帯振興對策審議會委員の選挙

日程第十三 渾田單作地域農業改良促進對策審議會委員の選挙

日程第十四 海岸砂地地帯農業振興對策審議會委員の選挙

日程第十五 畑地農業改良促進對策審議會委員の選挙

中央選舉管理會予備委員の指名

日程第十六 離島振興對策審議會委員の選挙

日程第十七 中央青少年問題協議委員會委員の選挙

日程第十八 自転車競技法等の臨時條例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 捕獲審檢所の檢定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

放送法第三十七條第二項の規定に基き、國會の承認を求めるの件

昭和三十年度一般會計暫定予算昭和三十年度特別會計暫定予算昭和三十年度政府関係機關暫定予算

午後八時五十九分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 中央選舉管理委員會の委員が、名欠員となりましたので、この際同委員の指名を行います。

○議長(益谷秀次君) 中央選舉管理委員會の指名については、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて議長は中央選舉管理委員會に山崎広君を指名いたします。

○議長(益谷秀次君) つきましては、予備委員に欠員を生じたので、その指名を行います。

○議長(益谷秀次君) 中央選舉管理會予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて議長は中央選舉管理會予備委員に藤牧新平君を指名いたします。

四二

...

第七 北海道開発審議会委員の選

○議長(益谷秀次君) 日程第七、北海道開発審議会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 北海道開発審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、北海道開発審議会委員に

榎 三郎君 林 唯義君

川村善八郎君 森 三樹二君

小平 忠君

を指名いたします。

第八 首都建設委員会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 日程第八、首都建設委員会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 首都建設委員会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、首都建設委員会委員に

佐々木 三郎君 大野 伴陸君

正木 清君 浅沼稻次郎君

を指名いたします。

第九 鉄道建設審議会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 日程第九、鉄道建設審議会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 鉄道建設審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、鉄道建設審議会委員に

岸 信介君 清瀬 一郎君

石井光次郎君 大野 伴陸君

正木 清君 浅沼稻次郎君

を指名いたします。

第十 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 日程第十、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に

星島 二郎君 須磨彌吉郎君

伊藤 邦一君 風見 章君

を指名いたします。

第十一 飼料需給安定審議会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 日程第十一、飼料需給安定審議会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 飼料需給安定審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、飼料需給安定審議会委員に

遠藤 三郎君 内藤 友明君

足立 鶴郎君 永井勝次郎君

西村 彰一君

を指名いたします。

第十二 積雪寒冷地帯振興対策審議会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 日程第十二、積雪寒冷地帯振興対策審議会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 積雪寒冷地帯振興対策審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、積雪寒冷地帯振興対策審議会委員に

山村新治郎君 小枝 一雄君

青木 正君 小川 豊明君

吉川 光君

を指名いたします。

第十三 湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 日程第十三、湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員に

赤澤 正道君 大森 玉木君

徳安 實蔵君 川村 健義君

中崎 敏君

を指名いたします。

第十四 海岸砂地帯農業振興対策審議会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 日程第十四、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員の選挙を行います。

○長谷川四郎君 海岸砂地帯農業振興対策審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員に

長谷川君の動議

に御異議ありませんか。

昭和三十年三月二十八日 衆議院会議録第七号

北海道開発審議会委員の選挙 首都建設委員会委員の選挙 鉄道建設審議会委員の選挙 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙 飼料需給安定審議会委員の選挙 積雪寒冷地帯振興対策審議会委員の選挙 湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙 海岸砂地帯農業振興対策審議会委員の選挙

四四

百
三
十
三

た場合、これを國際法に従つて再寄在することを目的とするものであります。事件の性質上、法律の存続期間は、平和条約発効の日から三十九年、すなわち本年四月二十七日までと規定されておるのであります。しかしながら、連合国の再審査の要請状況を見ますと、今後なおその要請があるものと予想されますので、これに対応して、存続期間をさらに一カ年延長いたそうとするものであります。

本法案は去る三月二十四日本委員会に付託され、二十六日政府より提案理由並びにその内容について説明を聴取の後、質疑に入り、引き続き討論を省略して採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

○議長(益谷秀次君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

放送法第三十七條第二項の規定に

基き、国会の承認を求めるの件

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、放送法第三十七條第二項の規

定に基き、国会の承認を求めるの件を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長松前重義君。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基き、別冊日本放送協会昭和三十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和三十年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和三十年度収支予算

予算総則

第一条 昭和三十年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受給料の月額は、ラジオにおいては六千七百円(三箇月につき二〇〇円)、テレビジョンにおいては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て各項目において、彼此流用することができ。但し、給子については、他の項と彼此流用することができない。

2 前項本文の規定にかかわらずラジオとテレビジョンとの間においては、彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において同一計画事項に限り使用することができ。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経て借入金金の返還、減価償却費の補てん又は設備の改善に充てることができる。但し、収入の増加が業務量の増加に伴う場合は、その増加額は業務量の増加に關係ある各項に充てて使用することができる。

2 前項本文に定めるもののほか、職員の数率向上による企業経営の改善によつて収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経てその一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前期繰越収支剰余金(昭和二十九年年度予算総則第五条による繰越相当額を除く)は、借入金金の返還、減価償却費の補てん又は設備の改善に限り使用することができ。

2 前期繰越収支剰余金(昭和二十九年年度予算総則第五条による繰越

相当額を除く)が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て借入金金の返還、減価償却費の補てん又は設備の改善に充てた経費を加減して使用することができ。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。

第十条 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一条 國際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加したときは、その増加額はそれぞれ國際放送並びに選挙放送に關係ある各項に充てて使用することができ。

第十二条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があつたときは、その金額は關係ある各項に充てて使用することができ。

第十三条 駐留軍の放送業務に対し、契約金の収入があつたときはその金額は業務に關係ある各項に充てて使用することができ。

昭和三十三年三月二十八日 衆議院會議録第七号 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送文化研究においては、世
論調査並びに放送番組の研究を
積極的に行い、放送文化の進歩
発達を図る。

4 国際放送においては、広くわ
が国の実情を紹介して、諸外国
の理解を深めるとともに、文化
の交流を図つて国際親善並びに
貿易の振興に寄与するため、放
送内容の強化を図る。

二 建設計画
(ラジオ)

昭和三十年年度における建設計画
は、離島地域の解消、老朽設備の
改善並びに技術研究施設等の整備
を行うこととし、総額九億一、〇
〇〇万円をもつて施行する。

内 訳

1 放送施設の建設
速やかに離島地域の解消につ
とめることとし、福岡ほか三局
の増力、中継放送所二局の建設
等に一億九、二五〇万円である。

2 放送施設の改善
放送装置、音声調整装置、空
中線調整、録音中継機器及び東
京、名古屋その他の演奏所設備
等の改善に四億四、三二〇万円
である。

3 技術研究施設の整備
無線、電子管、音響及びテレ
ビジョン等の研究施設並びに超
短波中継試験及び各種調査試験

用施設の整備に七、〇〇〇万円
である。

4 同舎及び一般施設の改善
老朽舎屋設備の改善その他一
般事務用機器の整備に一億六、
三〇〇万円である。

5 建設要員
建設工事に従事するものの定
員を二二三人とし、これに要す
る給与その他の経費五、一四〇
万円である。

(テレビジョン)

昭和三十年年度における建設計画
は、広島、福岡及び仙台の建設を
行うほか、東京、大阪及び名古屋
の改善並びに今後の建設のための
調査を行うこととし、総額二億
四、二二〇万円をもつて施行する。

内 訳

1 放送施設の建設
広島、福岡及び仙台の建設並
びに今後の放送局の建設のため
の調査等に二億一、五五〇万円
である。

2 放送施設の改善
東京、大阪及び名古屋の放送
施設の改善に一億一、四二〇万
円である。

3 建設要員
建設工事に従事するものの定
員を三〇人とし、これに要する
給与その他の経費一、一五〇万
円である。

三 事業運営計画
(ラジオ)

1 要員及び給与
定員としては、前年度八、三
二人に対し設備の増加、受信
契約者数の増加等により現要要
員二、七七人を増員し、職員八、
四四九人であり、これに対する
給与の総額は二億八、三三五
万九千円である。

2 国内放送

イ 放送関係
(1) 放送番組については、香
組内容の充実により、前年
度二億八、〇三三万七千
円に対し一億三八七万五千
円の増額となり、総額二億
八、四二二万二千円であ
る。即ち、番組の編成に四
億八、三七七万一千円、番組の
実施に一億九、七四二万
三千円、番組の資料整備に
二億六、四二一萬八千円及
び番組の調査研究その他に
一億一、四二二万円である。

(2) 放送施設の保守運用につ
いては、一層の合理化を図
るとともに設備の改善整備
につとめる。このため前年
度三億三、九四五万三千円
に対し、五、四二二万九千
円の増額となり、総額三億
九、三六七万二千円である。

(3) 番組施設関係については
は、専用回線の増加等によ
り、前年度五億九、九〇万円
に対し一、六三二万四千円
の増額となり、総額五億
二、六二二万四千円である。
以上により、放送費総額は
前年度三億一、九五九万円
に対し一億七、四四〇万八千
円の増額となり、三億三、九
九万八千円である。

ロ 業務関係
業務関係については、故障
受信機の修理相談、雑音障害
の防止等により、受信契約者
の維持増加につとめるとも
に受信料の確実な収納を図
る。このため前年度七億七、〇
二九万六千円に対し五、三三
七万八千円の増額となり、総
額八億二、三六七万四千円であ
る。即ち、普及及び受信改
善関係に三億八、九八三万四千円、
契約及び収納関係に六億一、
四六九万一千円である。

ハ 管理関係
管理関係については、業務
の合理化により極力経費の節
減につとめるが、設備の増
加、社会保険料の増額、電力
料金の値上り等により、前年
度一〇億三、六六七万九千円
に対し一億六、六六六万三千

円の増額となり、総額一、二
三四三万二千円である。即
ち、一般管理経費に二億四、九
六三万円、舎屋の維持管理に
二億五、七五〇万一千円、職
員の厚生保健に三億八、九二
四万二千円及び退職手当その
他に三億七、〇五九万九千円であ
る。

ニ 技術研究関係
技術研究関係については、
受信機及び受像機の改善並び
に無線、電子管、音響、テレ
ビジョンその他の研究並びに
各種技術調査のため前年度一
億五、〇〇九万一千円に対し
一、五〇〇万九千円を増額し、
総額一億六、五一一〇万円であ
る。

ホ 減価償却費
減価償却費については、通
常の償却のほか、過年度にお
ける償却不足分に対する特別
償却を併せ行うことにより、
前年度五億三、三三〇万円に
対し七〇〇万円の増額とな
り、総額五億四、〇〇〇万円
である。

ヘ 繰越経費
未収受信料欠損償却、放送
債券発行差金償却、支払利息
及び雑損の必要額は総額二億
三、二六〇万円である。

昭和三十年三月二十八日 衆議院会議録第七号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

4

費に五九二万

...the ...

年度	昭和三十年度	昭和二十九年	增減
年度初頭 契約者數	五〇、〇〇〇	一四、七〇〇	三五、三〇〇
年度內新規契約者數	八七、〇〇〇	五五、五〇〇	三一、五〇〇
年度內廢止契約者數	一一、〇〇〇	三、五〇〇	八、五〇〇
年度內增加契約者數	七五、〇〇〇	五二、〇〇〇	二三、〇〇〇

昭和三十年年度資金計画

一 概要

1 本資金計画は、昭和三十年度収支予算並びに事業計画に基き、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度初頭受償契約者数二、二〇〇万人、年度内新規契約者数一四〇万人、廃止契約者数八〇万人、受償料月額六十七円(三箇月につき二〇〇円)をもつて算定した受償料収入予算九八億九、六五〇万円から、その中の収納不能による欠損見越額三、七〇〇万円を控除した受償料収納額九八億五、九五〇万円、国庫放送回係交付金五、五〇〇万円、選挙放送関係交付金六、七五〇万円、受入利息、巡回相談等の雑収入四、一〇〇万円、放送債券二億四、九〇〇万円、放送債券九、七〇〇万円、固定資産売却代金三、〇〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額二億

五、七八〇万円、その他の入金額三、五〇〇万円をあわせて一〇、四億七、五九七万五千円と予定した。また、前年度より繰り越す収支剰余金を一億五、〇〇〇万円と予定し、これを振当使用することとしたため繰入金額は一〇、六億二、五九七万五千円である。

テレビジョン関係については、年度初頭受償契約者数五万人、年度内新規契約者数八万七、〇〇〇人、廃止契約者数一、二〇〇人、受償料月額三〇〇円をもつて算定した受償料収入予算三億二、九八五万円から、その中の収納不能による欠損見越額一、三五五万円を控除した受償料収納額三億一、八五〇万円、放送債券二億四、九〇〇万円、放送回係交付金五、五〇〇万円、長期借入金五億五、〇〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額二、〇〇〇万円、受入利息その他の雑収入一、三五五万円、その他の入金額四、〇〇〇万円をあわせて

一〇、億八、二八五万円と予定した。

これにより、入金総額はラジオ、テレビジョンあわせて一一、七億八、二八五万円である。

3 本年度の出金額は

ラジオ関係については、事業経費八、四億二、八〇七万五千円、放送設備建設費九億一、〇〇〇万円、放送債券返済金五億四、六〇〇万円、長期借入金返済金九、三三〇万円、放送債券返済法定積立金一億六、一〇〇万円、予備金二億五、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他二億三、六三〇万円、合計一〇、六億三、四六七万五千円と予定した。

テレビジョン関係については、事業経費五億三、五二〇万円、放送設備建設費改修費二億四、二二〇万円、放送債券返済金二、〇〇〇万円、長期借入金返済金五、〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金三、九八〇万円、予備金二、〇〇〇万円、放送債券

券利息、長期借入金利息その他一億九、三六五万円、合計一〇、億八、二八五万円と予定した。

これにより、出金総額はラジオ、テレビジョンあわせて一一、七億一、六五二万五千円である。

4 資金の需要及びこれに対する資金の調達を四半期ごとにみれば別表のとおりであるが、特に

イ 放送債券の発行及び長期借入金の借入については、放送債券は起債市場の情勢と建設計画の進捗状態とを勘案して、各回一億円ずつ、年度内四回の発行を予定し、長期借入金金の借入については、資金需要に対応する額を借り入れるものと予定したが、情勢によつては、放送債券を長期借入金に、又は長期借入金を放送債券にかえて資金需要を満たすこととする。

ロ 長期借入金の返済については、ラジオ関係においては、本年度返済期にあたる九、三

三〇万円の返済を行うこととし、第二・四半期一、五〇〇万円、第三・四半期一、五〇〇万円、第四・四半期六、三三〇万円の返済を予定し、テレビジョン関係においては第二・四半期五、〇〇〇万円の放送債券への乗替返済を予定した。

これにより、借入金の年度末残高はラジオについては前年度よりの持越額九、三三〇万円に対し、前記九、三三〇万円を返済することによりとなり、またテレビジョンについては前年度よりの持越額一、三億二、六七〇万円に対し、前記五、〇〇〇万円を返済し、新たに五億五、〇〇〇万円を借り入れることにより一、八億二、六七〇万円と見込まれる。

5 年度途中における一時的な資金のひつ迫に対しては、短期借入金によることとする。

二 資金計画表

項目	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合計
一 前期繰越金	三、五〇〇,〇〇〇	三、五〇〇,〇〇〇	三、五〇〇,〇〇〇	三、五〇〇,〇〇〇	一、四〇〇,〇〇〇
二 収入	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇
(ラジオ)	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇
受 償 料	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇

(単位千円)

項目	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合計
放 送 債 券	九、三三〇,〇〇〇	九、三三〇,〇〇〇	九、三三〇,〇〇〇	九、三三〇,〇〇〇	三、七三二〇,〇〇〇
交 付 金 収 入	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
雑 収 入	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
固定資産売却代金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
放送債券返済金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
その他の収入	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
(テレビジョン)	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇

昭和三十年三月二十八日、衆議院会議録第七号、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

五〇

[illegible]

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	65
30-49	75
50-69	80
70+	85

とんどが受信料収入である。

まずラジオについてみると、年度初頭の有料受信契約者数を一、二〇〇万とし、年度内の受信契約者の増六〇万を見込み、受信料月額六十七円(三箇月につき二〇〇円)の基礎により算出して、これは過去の受信契約者の増加状況からみて、ほぼ妥当な見積りであると思われる。

また、テレビジョンについてみると、年度初頭の有料受信契約者数を五万とし、年度内の受信契約者の増七万五、〇〇〇を見込み、受信料月額三〇〇円の基礎により算出している。テレビジョン放送がわが国において開始されてから年数も浅いので、受信契約者の増加数の推定が困難であるが、最近の増加傾向等からみておおむね妥当なものと認められる。

三 資金計画

資金計画は、事業計画に基いて、年度中における資金の出入に關する計画を記載しているが、協会の受信料の収納状況、事業の運営状況、建設改修工事の計画等からみて妥当なものと認められる。以上通観するに、本収支予算、事業計画及び資金計画は、現在の社会経済情勢に応じて、放送番組の充

実、放送設備の建設改修、事業の合理的経営に努める方針をとっているものと認められ、いずれも妥当であり、かつ、その相互間の調整においても適當である。

郵政大臣は、本収支予算、事業計画及び資金計画は適當なものであると判定する。

〔報告書は会報録追録に掲載〕

〔松前重親君登壇〕

○松前重親君登壇 たいま議題となりまして、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めの件に關しまして、逓信委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして国会の承認を求めたものであります。

議案の内容につき、まず収支予算から大要を御説明申し上げます。日本放送協会の昭和三十年度予算総額は、前期から繰り越されるラジオ関係収支剰余金一億五千万円を収入に算入すると、収入、支出のおおの百二十三億八千五百萬圓であります。前年度予算に比較いたしまして約一割の増加となっております。収入のうち資本収入は、ラジオ関係十億二千七百萬圓、テレビジョン関係八億

八千三百萬圓でありまして、これには、放送設備としてラジオ、テレビジョン、この二つの関係におのおの二億圓、長期借入金といたしましてテレビジョン関係に五億五千万圓が含まれております。事業収入といたしましては、ラジオ関係九十九億九千三百萬圓、テレビジョン関係が三億三千三百萬圓を計上しておりますが、事業収入の大部分は申すまでもなく受信料収入でございます。昭和三十年度の受信料収入につきましては、受信料額を、ラジオでは月額六十七円、三カ月二百円とし、テレビジョンでは月額三百円とし、いずれも前年度同様いたしました。受信契約者の年度内純増加をラジオ六十萬、テレビジョン七萬五千と見込んで算定しているものであります。

支出につきましては、資本支出といたしましては、ラジオ関係十七億二千万圓、テレビジョン関係三億三千三百萬圓であります。うち、建設費としては、ラジオ九億二千万圓、テレビジョン二億四千四百萬圓を計上してあるものであります。また事業支出といたしましては、ラジオ関係九十二億圓、テレビジョン関係八億六千三百萬圓であります。これは給与及び放送、業務、管理等の諸経費に充てられるものであります。このうちには業務の増加に伴う最小限度の増員に關する必要経費の増額を含んでいるのであります。

次に事業計画に移りますが、計画の主張といたしまして、ラジオについては既設放送局の増力及び中波放送局の新設による難聴地域の解消並びに老朽設備の改善及び放送番組内容の充実があげられ、テレビジョンについては、広域、偏道及び仙台における放送局の新設、既設設備の改善並びに放送番組の内容充実があげられ、さらに受信機、受像機の改善その他に關する技術研究、放送番組に關する調査研究、受信契約の維持増進、受信料の収納確保、職員福祉増進等についてそれぞれ計画を立てておるのであります。

次に資金計画であります。これは収支予算及び事業計画に照応する資金の出入に關する計画であります。以上をもちまして本議案の内容の説明を終つたのでございしますが、逓信委員会におきましては、去る三月二十四日本案の付託を受け、翌二十五日以降数回にわたり長時間に及ぶ会議を開き、政府当局の説明を受け、質疑を行つたほか、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事の出席を求め、その説明をも聴取して、慎重審議を重ねたのであります。

質疑の内容といたしましては、まずこの議案に關する予算等の取扱ひ方につきまして、もしも年度開始前に国会の承認を得られなかった場合には、法律上いかなうな効果を生じ、實際上いかに措置されるかの点が究明され、ま

次に事業計画に移りますが、計画の主張といたしまして、ラジオについては既設放送局の増力及び中波放送局の新設による難聴地域の解消並びに老朽設備の改善及び放送番組内容の充実があげられ、テレビジョンについては、広域、偏道及び仙台における放送局の新設、既設設備の改善並びに放送番組の内容充実があげられ、さらに受信機、受像機の改善その他に關する技術研究、放送番組に關する調査研究、受信契約の維持増進、受信料の収納確保、職員福祉増進等についてそれぞれ計画を立てておるのであります。

た現に國家予算未確定である國際放送政府交付金を収入に計上してあることに關し、事業計画の不安定が心配せられ、その結果に對する責任の歸属の点がたゞされたのであります。さらにまた、放送事業の経営につきましては、國際放送の拡充、中波放送の増力による大隈西南諸島に對する國內放送の可能範圍の拡大、民間放送の発達に伴うNHKの番組編成方針の改革、巡回相談業務の状況、職員の給与体系及び給子に關する予算裁減努力事項の適用方などをめぐりまして、きわめて広範多岐にわたる質疑が展開されたのであります。

これら質疑に對する詳細は會報録に關することといたしますが、郵政大臣及び政府當局のこの間の答へにおきまして、國際放送に對する政府交付金については、政府は、本予算において責任をもつてこれを計上するのみならず、國際放送の緊要性を重視し、これが拡充に對する予算を増額すること、中波放送の増力については、放送協會當局をして可及的すみやかにこれが實現をはからしむること、職員の給与体系及び給子に關する予算裁減努力事項の適用に關し、職員の實質的待遇の改善を實現し得るようによりに努力すること等を聲明されましたことを特に申し上げておきたいと存じます。

かくして、委員会は本日質疑を打ち切り、直ちに討論に入つたのであります。討論に際し、日本民主黨を代表

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議第七号 昭和三十年度一般會計暫定予算外二件

して閣議正議、日本社会党を代表して藤本清君及び日本社会党を代表して前田榮之助君は、いずれも、公共放送の使命にかんがみ、各般の施策に万全を期するよう、関係当局に一その努力を要請して、本議案に承認を与えるに賛成の意見を述べられたのであります。

○委員長は、次いで採決の結果、全会一致をもって本議案はこれに承認を与うべきものと議決した次第であります。

なお、委員会は、委員愛知衆一君の動議により、本件審議の過程における論議の動向に照らし、この際政府及び日本放送協会の注意を喚起する必要があるものと認め、次のごとく全会一致をもって附帯決議を行なったのであります。

附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、左の各項に掲げる事項の達成に努むべきである。

- 一、国際放送を拡充すること。
- 二、経営の合理化、能率の増進等によつて経費の節減を図り、協会従業員の待遇を改善すること。

右決議する。

以上でございます。

これをもって御報告を終わります。
(拍手)

○議長(森谷秀次郎) 採決いたしました。本件は委員長の報告の通り承認するに御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午後九時二十八分休憩

午後十時二十五分開議

○議長(森谷秀次郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

昭和三十年度一般會計暫定予算

昭和三十年度特別会計暫定予算

昭和三十年度政府関係機関暫定予算

○議長(森谷秀次郎) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、昭和三十年度一般會計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算、昭和三十年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(森谷秀次郎) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和三十年度一般會計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算、昭和三十

十年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長牧野良三君。

昭和三十年度一般會計暫定予算

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十年度特別会計暫定予算

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十年度政府関係機関暫定予算

〔本号追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君 ただいま議題となりました昭和三十年度一般會計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

これら三案はいずれも四月及び五月分の暫定予算であります。御承知の通り、昭和三十年度の本予算案は目下政府において編成中でありまして、その本院提出は四月十五日ごろ予定されております。従つて、国会におけるこれが審議の期間を勘案いたしますと、本予算の成立は五月以降と見られますので、その間の予算の空白を避けるため暫定予算が編成され

たわけであることは御承知の通りでございます。この暫定予算三案には、四月及び五月中に支出を必要とする最小限度の経費が計上されており、その性質上、新規の事務や事業に伴う経費は原則として計上されてはおりません。従つて、これはいわゆる事務的予算であるとい得るのであります。

元来、暫定予算というものは、本予算成立後は当然これに吸収され、いわば本予算の一部前払いとでも申すべきものでありますので、これと全然切り離して考えるわけには参りません。そこで、この暫定予算三案を審議するに当りましては、昭和三十年度本予算の大体の骨組みがどうなつておるかというところを知る必要が出て参つてくるので、このことを政府に申し入れましたところ、これに対して本予算の骨格に関する大蔵大臣の構想が委員会に提示されたのでございます。その構想によりますと、一般會計においては、一先田のワケを堅持し、そのワケ内において住宅対策、社会保障その他の重要な諸経費を重点的に計上し、一般の経費は極力圧縮し、かつ収入に關しましては、平年度において五百億円、明年度は三百億円の直接税の減税を実施するというのでございます。

さて、暫定予算の内容を申し上げますと、一般會計の歳入総額は一千六百八億四千九、歳入総額は一千二百八十三億四千九でありまして、差引三百二十五億四千九の歳入不足となるのであります。これが歳入不足を補つてまかなうこととしたのであります。予算の執行には支障がございせん。なお、必要に応じて大蔵省証券を百億円で発行できることになっております。

暫定予算の性質上、歳出入いずれも二十九年度補正後の予算とほぼ同一のベースによつておりました。歳入については、五月中の収入見込み額、歳出については原則として月割り計算二カ月前が計上せられておるのでございます。ただし、失業対策費のような経費は、最近の実績を勘案いたしまして、前年度のベースを若干上回るといふように仕組まれる注意が施されております。また反対に、庁費及び庶務等の経常的な事務費の類は、節約の見地に立ちまして、月割り額の八割以内しか計上せられておりません。補助費につきましては、義務的なものにして四月、五月中に現実に国からの資金の交付を必要とするものに限りまして計上されております。その他は原則として計上せられておりません。ただし、補助費のうちでも災害復旧費は、特に前年度予算額の四分の一程度が計上せられております。なお、補助費の計上を少くいたしました結果として、地方財政の資金繰りを悪化させるようなことが考えられることをおもんばかりまして、これを避けるため、地方交付税

五二

交付金、義務教育費国庫負担金、生活保護費等はそれぞれ月分程度計上され、また必要に応じて資金運用部資金による短期融資も考慮せられることになっております。

次に、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましては一般会計に準じて編成せられておりますが、その経費の計上に当っては、過去の契約実績等を考慮して、できるだけ経済界に悪影響を与えないような配慮が行われております。

以上が暫定予算三案の内容でございます。

さて、この予算三案は、去る三月二十四日委員会に付託せられて、自來審査を続け、本日これが審査を終いたしました。この間におきまして、委員会におきましては各委員より重要な質疑応答が行われたのでございするが、それらはすべて会議録によって御承知をお願いいたします。

討論に先立ちまして、社会党両派より昭和三十一年度一般会計暫定予算外二案の編成がえを求める動議が提出せられました。その内容もまた会議録によって御承知をお願いいたします。

討論の後、採決の結果、編成がえを求める動議は否決になりました。暫定予算三案は政府原案通り可決せられました。

最後に、自由党より暫定予算に対する附帯決議案が提出せられて、採決の結果可決されました。

その内容は

(一) 公共事業の補助事業につき、継続的な事業については、四、五月分の補助費を計上すること。

(二) その他の補助金につき、昭和二十九年度予算に計上された項目のものについては、昭和二十九年度までに必要なくなつたもの以外は、四、五月分の補助費を計上すること。

以上でございます。詳細はこれまた会議録をごらん願ひたいと存じます。

以上をもつて委員長報告といたします。(拍手)

○議長(金谷秀次郎) 赤松勇君外十六名から、昭和三十一年度一般会計暫定予算外二案の編成を求めの動議が提出されております。この際その趣旨を明を許します。柳田秀一君。

昭和三十一年度一般会計暫定予算、昭和三十一年度特別会計暫定予算及び昭和三十一年度政府関係機関暫定予算の編成を求めの動議

昭和三十一年度一般会計暫定予算、昭和三十一年度特別会計暫定予算及び昭和三十一年度政府関係機関暫定予算については、政府は撤回し、左記要

綱により速かに組替をなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

昭和三十一年三月二十八日

提出者

赤松 勇 久保田鶴松

武蔵野十郎 阿部 五郎

田中線之進 田中 稔男

伊藤 好道 福田 昌子

志村 茂治 柳田 秀一

今澄 勇 井堀 繁雄

岡 良一 小平 忠

杉村 伸治郎 西村 榮一

片山 哲

賛成者

野野武一外百三十七名

記

一 政府案の生活保護費、社会保険費、失業対策費、結核対策費は、昭和二十九年度予算経費の月割比率よりみれば、はるかに減額されておられ、これは昭和三十一年度必至となつた経費増額の状況には応ぜられないので、これを増額する必要がある。

二 政府案の義務教育費国庫負担金は、昭和三十一年度には小学校児童七十七万人増加に伴う校舎の増設、設備の拡充、教職員一万七千人の増員を必要とする実状よりみればさらに教育費の増額をきたし、教職員の手給だけでも十一億四千不足し、地方財政をさらに困難におと

しいれるおそれがあるので、これを増額する必要がある。

三 右の社会保険関係経費並びに義務教育費国庫負担金の増額に伴い、地方財政は負担増加となるが、地方財政の現下の窮状にかんがみて、これを地方交付税交付金の増額によつて補ふ必要がある。

四 公務員給与の地域給等については、一部の不均衡を是正するためこれを増額する必要があるが、右についてはその確定をまち、本予算において、さかのぼり支給することとする。

五 防衛支出金は、現在通行中の日

米交渉によつて日本側の分担額が決定するまで、当然この支出をくりのべるべきである。

六 防衛庁経費は、最低必要経費のみに減額すべきである。

七 地方財政は、年度始めに短期資金三百億円を必要とするから、政府は、これを資金運用部資金又は預託金等により融資することとし、公共事業等の補助事業につき、継続的な事業については、既定通り支出するものとする。

上述の理由により、政府提出原案を左の通り組替へるべきである。

		政府案 (百万)	組替案 (百万)	増減
歳入 総額		一六三、六二六	一六三、六二六	〇
歳出 総額		一六三、六二六	一六三、六二六	〇
◇歳入 内訳				
1	租税及び印紙収入	一五五、六三三	一五五、六三三	〇
2	官業基金及び官業収入	一、七五五	一、七五五	〇
3	政府資産整理収入	五、四四〇	五、四四〇	〇
4	雑収入	一〇、八〇二	一〇、八〇二	〇
合 計		一七三、六三〇	一七三、六三〇	〇
◇歳出 内訳				
1	生活保護費(三カ月分)	七、六八八	八、八五五	〇、一六七
2	児童保護費	〇、二二	〇、二二	〇
3	遺族、留守家族など援護費	三、五七	三、五七	〇
4	社会保険費	五、五三	五、五三	〇
5	失業対策費	一、七六五	一、七六五	〇
6	結核対策費	一、五五〇	一、五五〇	〇

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議録第七号 昭和三十年度一般会計暫定予算外二件

7	養育教育費(三カ月分)	1,550,000	1,100,000
8	国立学校運営費	1,100,000	0
9	文藝施設費	1,100,000	0
10	育英事業費	1,100,000	0
11	国債費	1,100,000	0
12	文官などの恩給費	1,100,000	0
13	旧軍人遺族などの恩給費	1,100,000	0
14	地方交付税金(三カ月分)	1,100,000	0
15	地方譲与税譲与金	1,100,000	0
16	防衛支出金(三カ月分)	1,100,000	0
17	防衛庁経費	1,100,000	0
18	治山治水事業費	1,100,000	0
19	道路港湾等事業費	1,100,000	0
20	食糧増産対策事業費	1,100,000	0
21	災害復旧事業費	1,100,000	0
22	緊急就労対策事業費	1,100,000	0
23	災害復旧事業費	1,100,000	0
24	農業保険費	1,100,000	0
25	外航船舶建造資金貸付利子補給	1,100,000	0
26	予備費	1,100,000	0
27	雑件	1,100,000	0
(計)		1,100,000	0

とおるのであります。われわれといふことは、原案のままでどうしてこれを了承するわけには参らないのであります。

過日の予算委員会において、大蔵大臣は、今回の暫定予算には政策的な経費は含んでいない、人件費、事務費その他の経費の最小限度の額であると説明されたのであります。ところが、防衛支出金は二十九年度予算のそのまの三カ月分を計上してあるものであります。この問題は、たんに三カ年度予算編成の山であるばかりでなく、防衛分担金の削減分を住宅政策に回すと言伝して選挙に臨んだ鳩山内閣の政治生命にも関する最も政策的な経費だとわれわれは見ておるのであります。(拍手)

両派社会党は、不平等条約を破棄して日本の完全な独立を達成するという建前から、防衛分担金に対しては根本的に否定するものであります。かりに政府の立場に立つたとしても、大蔵大臣言明のごとく政策的経費は計上しないというならば、なぜこんなものまで暫定予算に繰り入れたのであるか。政府は、すでに幾たびも発表した通り、米軍一カ師団引き揚げで日本側分担金百八十億円は不要になると言っておる。さらに、特需ドル払いの減退傾向によつて、本年の見通しでは、米軍側の分担金ドル払いの円貨換算で優に三百億円程度も減少するのではないかと推定される今日、何を苦して交

渉過程においてこのような過大な支出を認める必要があらうか。繰り越しの明許費をもつて操作できるのでありますから、これはよろしく金額削減すべきが当然と考えるのであります。防衛庁経費についても同様であり、目下の日米交渉は分担金の削減と防衛庁費とからみ合つて交渉されておることは周知の事実であります。われわれ社会党は、平和憲法違反のやみの再軍備は一切認めておりません。しかし、現実当面の問題として人員の給与維持についての最低所要額のみを計上し、その他の費用は一切削減したものであります。以上による財源百五十七億円をもつて、政府が当然国民に義務として支出すべき費目にして支出をしていない、たとえば社会保障、義務教育、地方自治に対する政府支出を修正してこれを真正正銘の必要最小限度まで増額せしめようというのが、われわれの組みかえ案の主眼点であります。(拍手)

正直なところ、われわれは、失業対策、社会保険、生活保護等、二十九年分度においてすでに大幅の赤字を出してある社会保障費については、あれほど社会保障の拡充を強く叫ばれた現内閣のことでありますから、当然公約の実行を予算という数字をもつてお示しになるだらうと、われわれの政治常識はさう期待しておつたのであります。ところが、今回の政府予算案には、それらのほとんどが赤字を出した昨年のままの数字の月割りしか計上されておられません。これでは半頭を掲げて狗肉を売つたと言われても一言半句の弁解もございませぬ。(拍手)

すなわち、失業対策費について見まするに、二十九年度予算の対象人員十七万人をわずかに二万増の十九万人しか見込まれておりません。政府発表によりまして、現在完全失業者は六十万人をこえておる。これでは、少々の失業保険でまかなつても、この深刻なる失業対策には九牛の一毛にしか当りません。われわれの組みかえ案の三十億円増をもつてしてもなお少しとさえわれわれは考えておるくらいであります。しかも、予算の説明書によりまして、これで失業対策に万全を期したと書いてあります。万全といふのは、政府にとつては非常に重要な言葉のようでありませぬ。

さらに、社会保険、特に健康保険の赤字は今日重大な社会問題となつております。現在すでに四十億、本年末には九十億を上回るでありまして、これは、生活保護費の赤字とともに、いずれも主として結核の治療費が結核治療の期的進歩とともに著しく増大したことに基づいておることは明白であります。そもそも、近代国家においては、貧乏と病気を防ぐのは国家社会の責任であるというのが通念であります。(拍手)さればこそ憲法第二十

〔柳田秀一君登壇〕

○柳田秀一君 私は、日本社会党同派を代表して、政府に対し昭和三十年度暫定予算の組みかえを要求し、以下その趣旨を簡単に述べんとするものであります。詳細なること、あるいは数字等に関しましては、お手元にお配りしてあります印刷物を御参照願いたいと存じます。

元来、暫定予算そのものにつきては、それが全く事務的な必要最小限度のものであるならば、われわれは、前国会の早期解散を主張した立場から、やむを得ないものとしてこれを認めるに何らやぶさかでないことは、初めに申し上げておきます。しかし、今回政府提出にかかる暫定予算案は、遺憾ながら根本的に幾多の欠陥を持つ

五条が生きてくるのでありますが、とりわけ、失業といひ、結核といひ、いずれも社会国家の連帯責任でこそあれ、決して個人の責めに帰せらるべきものではない。従つて、われわれは、当然国家の義務支出として、組みかえ案については、その最低必要額を二十九年度の実績を基準として積算した次第であります。

第二に、義務教育費国庫負担金につきましては、政府案には児童数七十万人増による教職員一万七千人の増員分を見込んでおりません。これは明らかに政府の怠慢であり失策であります。かような純事務的費用は、当然年度当初からの半額を国庫負担として計上すべきであると思ひます。これらの政府の義務支出増に当然地方自治体の財政負担となつて参るのでありますが、御承知のごとく、地方財政は、自治庁の発表によりまして、二十八年度決算におきましてすでに四百六十二億の赤字をかかへ、今や破産寸前にあると留つても決して過言ではございません。これは当面国庫からの交付税交付金の増額によつてカバーすべきものと思ひまして、組みかえ案は政府原案より約七十二億の増と相なつております。

以上が社会党両派組みかえ案の骨子でございますが、すでに申し述べました通り、政府は、四、五月中に支出を必要とする最小限度の事務費を計上した

と言ひながら、緊急一日もゆるがせにできない社会保障、義務教育等の関係において、その最小額すら計上してない。しかも、これは赤字に悩む地方自治体の財政をより一そう苦しめるものばかりであります。このように完全な骨格すら組み立てられていない予算に、ふしぎなことに、防衛分担金のような肉だけは御丁寧についておるのであります。しかも、この肉は、国民のカラダを奪ひ取る贅肉という肉であります。これでは、国民は健康に育つわけにはいきません。今からでも決しておそくはございません。われわれの要求通り組みかえ作業をお始めになるならば、私たちは明日、明後日の二日間で審議を完了するだらうことを約束申し上げますから、政府のためというよりは、生活にあぐら国民のために、赤字に悩む地方自治体のために、何とぞ各党各派も御賛同下さらんことを望みます。(拍手)

さらに、終りに當り、この組みかえ案に付帯する二、三の事項について付言いたしておきます。

その第一は、地方財政に対する短期資金の問題であります。今日窮乏しておる地方自治体のために、年度初め約三百億円程度の融資は、早急に資金運用部資金あるいは預託金等から資金繰りをなされたいのであります。

その第二は、公務員の地域給の是正措置であります。これに関しましては

は、前国会ではほぼ法案成立の運びに至つたまま、解散によつて今日までペンディングになつておるのであります。が、法案も遠からず成立すると思ひますから、法案成立次第、本予算においては当然四月にさかのぼつて支給すべきであることを強く要求いたしておきます。

その第三は、各種の補助金について、政府の態度はまことにあいまいであります。すみやかに明確にせられた上、本予算において繰り上げ支給すべきものをこの際明示されるべきであることを要求するのであります。

これらの諸点を付帯事項として要求して、提案理由の説明を終ります。(拍手)

○議長(森谷秀次郎) これより討論に入ります。赤城宗徳君。

〔赤城宗徳君登壇〕

○赤城宗徳君 私は、日本民主党を代表し、ただいま議題となつております暫定予算案三案に對しまして、政府原案に賛成し、社会党両派から提出された編成がえを求めるの動議に對し反對の意見を表明せんとするものであります。

本案はこの四月、五月中の国政運用のために必要な最小限度の経常的経費を計上してありますことは、すでに御承知の通りであります。その内容を検討いたしまして、原則として政策的な諸経費、新規事業に伴う経費の計上はい

たしてありません。しかしながら、生活保護費において三カ月分を計上するとか、失業対策費において、一日の吸収人員を、二十九年度予算においては十七万人のところ、最近の事情を勘案して二十万人増しの十九万人とし、また保険金給付人員を、二十九年度予算の月平均四十九万四千人を五十三万人に予定するなど、社会保障的経費について慎重かつ細心の工夫を講じております。あるいはまた、義務教育、国庫負担金を第一、四半期分を計上して地方財政の経理に支障なきを期し、あるいは、季節的見地から、北海道、東北、北陸などの寒冷地帯には、当該期間に特に事業の促進をはかるため、前年度予算の四分の一の経費を計上するなど、技術的に格別なる考慮が払われております。

われわれは、年間予算のすみやかな提出を希望いたします。そしてまた、日本民主党の公約を年間予算に盛り込むことを強く期待しております。しかし、過般の総選挙の結果、年間予算が三月中に成立することが困難である事情にかんがみると、本暫定予算をもつて四月、五月をまかなわざるを得ないことを認めるとともに、その内容についても特別の考慮が払われてい

ることを認めまして、政府原案に賛成するものであります。

次に、自由党より提案されました附帯決議に對しては、この際同意すべきものとして賛意を表します。

社会党両派の編成がえの動議については反對いたすのであります。この動議において指摘しているように、社会保障関係経費が昭和二十九年度予算の月割り比率より見てはるかに減額されているという事実はありません。義務教育費国庫負担金についても同様であります。編成がえの動議によれば、これらを増額し、その財源を防衛支出金の削減及び防衛庁経費の減額に求め

ています。

その理由として、防衛支出金は現在進行中の日米交渉によつて日本側の分担額が決定するまで支出を繰り延べようというのであります。これは全くおかしい話であります。これらの経費は条約や行政協定に基いて支出されるものであることは言を待ちません。目下進行中の日米交渉によつても全額負担なしという結論に達し得ないことは明らかである以上、前年度予算に比率をとつて暫定予算に計上すべきことは、国際信義の上からも当然過ぎるほど当然であります。要するに、社会党両派の編成がえを求める動議は、その根拠に乏し、理由のないものと存じます。

すなわち、私は、昭和三十年度暫定予算案に對し、政府原案に賛成し、社会党両派提出の編成がえを求める動議に反對し、討論を終ります。(拍手)

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議第七号 昭和三十年度一般会計暫定予算外二件

○議長(金谷秀次君) 杉村沖治郎君。

〔杉村沖治郎君登壇〕

○杉村沖治郎君 私は、社会党両派を代表して、政府提出の昭和三十年度一般会計暫定予算等三案に反対して、これが撤回を要求し、かつ両派社会党提出の政府予算案組みかえの動議に賛成するものであります。(拍手)

今回提出された政府予算案の最大の特質は、第二次鳩山内閣の暫定予算編成方針がまことにきつてきつておられ、国会の予算審議の権威をそこなうことはなはだかつたのであります。(拍手)申すまでもなく、暫定予算は年度予算に包含される性格のものでありますから、年度予算の編成方針、骨格予算の概要、年度間の財政投融資計画等については政府はできるだけ忠実に国会に報告して、暫定予算の審議をして十分ならしむべきが至当であります。しかるに、鳩山内閣は、第一次内閣を組織して以来三カ月以上を経由し、かつ第二次内閣の主要閣僚は引き続き留任して国政に参与しているにもかかわらず、予算編成の基本方針に関しては閣議にもかけていない。一萬田蔵相の構想なる、わら半紙三枚ほどのガリ版刷り資料を提出しただけであります。しかも、その内容たるや、總選挙の最中に繰り返された民主党的いわゆる公約の羅列があるばかりであります。すなわち、政府は、明年度予算を一兆円のワケ内にとどめ

て、そのうちで住宅四十二万戸の建設、社会保険費の増額、中小企業向け貸付資金の増額、貿易向け融資の増額等を行い、かつ一方では平年度換算五百億円の減税を行う等のから手形を乱発しております。しかも、一兆円予算の効用を高めるため物価引下げに努力すると言っております。

しかしながら、まず第一に、物価引き下げについて政府がいかなる所信を持つておるか、今までに少しも明らかにされておられません。最近の国内物価は一月以来上昇気配を脱れており、海外物価も、西欧の景気好転の結果として、鉄、鋼を初め、原料相場が全般に値上りしております。加えて海上運賃も値上りしてきたので、わが国に輸入される原料品の日本到着価格は割高になつてきておるのであります。このために、国内物価全般、特に輸出品価格の上昇を来たし、この影響は食料品を中心として消費財にも波及しつつあります。このために、生産におけるコスト高と資金引き上げの必要が本年の物価の前途に大きく課題として横たわつておるのであります。政府は、このようにきびしい経済の現実を目をそむけて相変らず、言葉だけで、いわゆる公約なるものをもてあそんでおるのであります。

一萬田蔵相は、年度予算の編成構想のうちで、財政投融資資金は前年度並みの二千八百億円と剰剰産物見返り四資金二百億円とを合算した三千億程度と述べておりますが、従来の経験から見れば、剰剰産物と見返り四資金の使用は、アメリカ側の指示によつて初めて融資される、いわゆるMSAひもつき資金であります。これをわが国政府側の自主的資金計画のうちに繰り入れて考えることはできません。従つて、昨年並みの二千八百億円程度の資金で実質的な財政投融資計画を立てるとすれば、住宅建設、貿易振興、中小企業向け融資等の総花式な盛りだくさんの鳩山内閣の公約は、全面的に資金不足となつて公約実現不可能となることは、まことに明らかであります。(拍手)

しかも、これに加えて、目下進行中の日米交渉における防衛支出金の分担額について、もし鳩山内閣が公約している通り削減することがアメリカ側から拒否されれば、各種公約実現のための財源をこの分担額の削減に期待することは不可能になり、この面からも鳩山内閣は明年度予算の編成難に陥るのであります。また、万一分担額の削減に一応成功したとしても、対米外交においては吉田内閣と同じく米國追隨の鳩山外交では、かえつてその裏に隠されたアメリカ側の取引条件によつてわが国経済をますますアメリカに従属する方向に陥れるはかばかしいのであります。(拍手)

このように、明年度予算編成について何ら方針も明らかにし得ない政府の手によつて提出された暫定予算が年度予算編成方針から全く遊離したのは当然の結果であります。政府は、この結果を純事務的な暫定予算編成という体裁のいい言葉でごまかしておりますが、純事務的な予算編成としてはまことに不完全なものであることは、両派社会党の共同提出にかかる組みかえ動議の説明で柳田議員が指摘された通りであります。すなわち、社会保険関係費、義務教育関係費、地方財政に対する交付税交付金等について、当然に暫定予算において昨年度予算月割り額に比べて増額すべき理由が明らかに存在している事実を、政府はこれを無視しているものであります。しかも、一方で、これも柳田議員が指摘された通り、防衛支出金や防衛庁経費については、事務的予算編成の範圍を逸脱するような経費を計上しているものであります。従つて、わが両派社会党が政府提出案を組みかえんとするのは、国会議員としての責務上当然の任務を遂行せんがためにほかにありません。

私は、今回提出された政府予算案のうちに、純事務的予算案の名に隠れて、年度予算編成との關係を明らかにしないような予算提出は、予算審議上の重大な悪例を残すものとして断固として反対し、これが撤回を求め、両派社会党提出の組みかえ動議に賛成するものであります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 倉石忠雄君。

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君 私は、ただいま議題となりました昭和三十年度暫定予算三案に対して、自由党を代表して、わが党提出にかかる附帯決議案の可決を条件として政府原案に賛成し、両派社会党の組みかえ案に反対の意を表明せんとするものであります。(拍手)

予算委員会におけるわが党同僚の質問に対して、政府の答弁はすこぶるあいまいでありまして、しかも一貫性を欠き、とうてい了承したしがたきものでありますので、当然修正組みかえを要求いたすべきが本筋ではあります。かくては、年度末が数日に迫つております今日、明年度初頭より財政的空白を生ずるおそれがありますので、われわれはこの際急がたきを忍んでこれを承認いたし、三十年度本予算案編成の際、わが党の指摘いたしました諸点に、特にその附帯決議案の継続的補助事業関係費負担金に対し、本暫定予算の修正を要求せんとするものであります。

以下、数点を指摘いたしまして、政府及びその与党の反省を促さんとするものであります。(拍手)

第一に申し上げたいと存じますことは、今回予算委員会に資料として政府より提出されました「昭和三十年度

第四には、義務教育費国庫負担額についてであります。およそ小学校児童は昭和三十年度において約七十五万人の増加を見込まれるのでありますが、これがため、校舎の増築も必要ではあります。

りまするけれども、さしむき教職員員の増員約二万人が必要であると称せられておるのであります。しかるに、本暫定予算案には、その考慮を何ら払われた跡がございせん。このようなことがまた地方財政をますます圧迫する結果に相なつてくることは当然であります。

す（拒手）わが党は、当面地方財政の困窮を切り抜けるために特別なる融資の道を譲ぜられるよう強く要望いたします次第であります。

第五には、農村民に対する不当課税の問題であります。御承知のごとく、政府の米の買い上げ額は、二十九年度

籾米は二十八年度籾米に比しわずかに一割五分ないし二割を増加いたしておるのに対し、その税金は二倍から三倍になつておることであります。これがために、地方農村の人々は、その負担に悲鳴を上げておるのは御承知の通りであります。政府によって何らの措

置がとられておらないことを、私どもはこの強欲く摘擧せざるを得ない次第であります。

第六には、國際收支の悪化と物価値上りの問題でありますが、自由党内

五七

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議録第七号 議長の報告

閣の緊縮政策により物価は漸次国際価額に近づき、輸出も次第に好転して参りましたことは御承知の通りであります。しかるに、旧關税山内閣が成立いたしましたや、時を同じうして、卸売物価は平均二割の騰貴を示し、國際収支は次第に悪化の傾向を來たし、輸出は漸次落潮を示しつつ今日に及んでおるのであります。かくのごとく物価は高騰の足取りを示しておるにもかかわらず、本暫定予算に計上されておる物件費の基準は昭和二十九年補正後の価格より二割引きをいたしておるの、いかげなものでございましょうか。私どもは、経費の節減に對して何ら異論を唱へるものではありません。しかしながら、予算算出の根拠において、三十年度の物価の見通しもなく、漫然とただ二割引きをせらるるがごとき不合理かつ非科学的態度につき、政府の反省を求むる次第であります。

(拍手)

以上申し上げましたごとく、本暫定予算は、補助金の大幅整理という重要な政策の一端を盛り込みつつ、しかも、その他の点については、思ひつきの費めふさぎの予算としか思われませんので、この際私どもは修正組みかえを要求すべきではありませんが、当初申し上げました理由により、この際附帯決議を付して原案の成立に賛成いたさんとするものであります。附帯決議につきましては、委員長報告がござい

ましたので、これを省略いたす次第であります。

次に、兩派社会党の組みかえ提案でございまして、防衛分担保金百四十七億円の全額を削減し、これを社会保険費、義務教育費その他に振り向けようとするのでございまして、これと、たとい防衛分担保金の交渉中とは申しながら、これは日米行政協定に基づくわが方の義務でございまして、私は遺憾ながら兩派社会党の理念には賛成を表明し得る次第であります。

本暫定予算案に對するわが党の立場を明確にいたし、私は自由党の討論を終結いたす次第であります。(拍手)

議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、赤松勇君外十六名提出、昭和三十年度一般会計暫定予算外二件の編成を求めの動議を採決いたします。赤松勇君外十六名提出の動議は賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(益谷秀次君) 起立少数。よつて赤松勇君外十六名提出の動議は否決されました。

次に、昭和三十年度一般会計暫定予算外二件を一括して採決いたします。三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて三件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

明二十九日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君
法務大臣 花村 四郎君
外務大臣 重光 葵君
大蔵大臣 一萬田尚登君
文部大臣 松村 謙三君
厚生大臣 川崎 秀二君
農林大臣 河野 一郎君
通商産業大臣 石橋 湛山君
運輸大臣 三木 武夫君
郵政大臣 松田竹千代君
労働大臣 西田 隆男君
建設大臣 竹山祐太郎君
國務大臣 大森 唯男君
國務大臣 大久保寛次郎君
國務大臣 川島正次郎君
國務大臣 杉原 荒太君
國務大臣 高橋達之助君
出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

閣議を省略した報告
一、去る二十四日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

人事官 入江誠一郎
同 神田 五雄

一、去る二十五日芥川参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は裁判官訴訟委員及び同予備員を次の通り選挙し、予備員の職務を行う順序を照會するように決定した旨の通知書を受領した。

裁判官訴訟委員
木村昭太郎君 木内 四郎君
高橋進太郎君 松岡 平市君
野田 俊作君 森八三三君
江田 三郎君 木下 源吉君
小松 正雄君 一松 定吉君
同予備員

第一順位 宮澤 喜一君
第二順位 曾根 益君
第三順位 井村 徳二君
第四順位 白川 一雄君
第五順位 八木 幸吉君

一、去る二十四日、内閣総理大臣から、土地調整委員会委員に津田広君を一月三十一日付で任命したので土地調整委員会設置法第七條第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十四日、内閣総理大臣から、文化財保護委員会委員に川北頼一君を任命したいので文化財保護法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長 中川 融
外務省欧米局長 稻垣 一吉
外務省経済局長 湯川 盛夫
外務省条約局長 下田 武三
外務省國際協力局長 河崎 一郎
通商産業大臣 岩武 照彦
通商産業大臣 吉岡千代三
輕工業局長 寺岡 洪平
外務省参事官 矢口 龍蔵
同 齋藤 昇
警察庁次長 石井 第三
警察庁刑事部長 中川 眞治
經濟審議庁次長 石原 武夫
鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十四日議長において承認した入江誠一郎外一名及び去る二十五日承認した中川融外十二名を二十五日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議録第七号 議長の報告

一、去る二十六日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。 大蔵省財務参事官 鈴木 源吾 国税庁長官 平田敬一郎	一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二十六日議長において承認した鈴木源吾外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。 一、去る二十五日当選証書の対照を終った議員は次の通りである。 高知県選出 吉田 茂君 一、去る二十六日当選証書の対照を終った議員は次の通りである。 岩手県第一区選出 田子 一民君 兵庫県第四区選出 河本 敏夫君 一、今二十八日当選証書の対照を終った議員は次の通りである。 福井県選出 堂森 芳夫君 一、去る二十四日常任委員会において、理事互選の結果次の通り当選した。	大蔵委員会 理事 遠藤 三郎君 内藤 友明君 山村新治郎君 大平 正芳君 奥村又十郎君 横路 節雄君 春日 一幸君 社会労働委員会 理事 大石、武一君 中川 俊思君 松岡 松平君 大橋 武夫君	山下 春江君 山花 秀雄君 吉川 兼光君 農林水産委員会 理事 井出 太郎君 白濱 仁吉君 松浦 東介君 鈴木 善幸君 中馬 辰猪君 足鹿 覺君 稲富 稜人君 商工委員会 理事 首藤 新八君 長谷川四郎君 山手 満男君 内田 常雄君 前田 正男君 永井勝次郎君 中崎 敏君 運輸委員会 理事 今松 治郎君 臼井 莊一君 佐々木秀世君 木村 俊夫君 山本 友一君 青野 武一君 中居英太郎君 通信委員会 理事 齋藤 憲三君 濱地 文平君 廣瀬 正雄君 中垣 剛男君 橋本登美三郎君 井手 以誠君 松井、政吉君 予算委員会 理事 上林山榮吉君 重政 誠之君 中曾根康弘君 小坂善太郎君 西村 直己君 赤松 勇君 今澄 勇君	一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 大蔵委員 愛知 揆一君 通信委員 福井 順一君 片山 哲君 予算委員 水谷長三郎君 議院運営委員 小林 恒一君 一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 大蔵委員 福井 順一君 通信委員 愛知 揆一君 水谷長三郎君 予算委員 片山 哲君 議院運営委員 小山 亮君 一、去る二十五日常任委員会において、理事互選の結果次の通り当選した。 内閣委員会 理事 高橋 頼一君 辻 政信君 三浦 一雄君 江崎 眞澄君 高橋 等君 森 三樹二君 田原 春次君 地方行政委員会 理事 安藤 覺君 床次 徳二君 古井 喜實君 鈴木 直人君 前尾繁三郎君 加賀田 進君 門司 亮君 法務委員会 理事 古島 義英君 山本 象吉君 三田村武夫君 馬場 元治君	福井 盛太君 古屋 貞雄君 田中勉三郎君 外務委員会 理事 大橋 忠一君 菊池 義郎君 須藤彌吉郎君 北澤 直吉君 福水 一臣君 穂積 七郎君 松本 七郎君 文教委員会 理事 赤城 宗徳君 伊東 岩男君 並木 芳雄君 坂田 道太君 竹尾 式君 辻原 弘市君 三宅 正一君 建設委員会 理事 志賀健次郎君 高木 松吉君 山口 好一君 瀬戸山三男君 遠澤 寛君 西村 力弥君 松尾トシ子君 決算委員会 理事 有田 喜一君 椎名悦三郎君 田中 彰治君 篠田 弘作君 山中 貞則君 山田 長司君 吉田 賢一君 懲罰委員会 理事 石坂 繁君 平塚常次郎君 廣川 弘禪君 石井光次郎君 大野 伴陸君 八百板 正君 中村 高一君	一、去る二十五日議院運営委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 荒船清十郎君(理事大橋武夫君去る二十五日理事辞任につきその補欠) 一、去る二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 外務委員 犬養 健君 予算委員 岸 恒介君 植木庚子郎君 一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 外務委員 植木庚子郎君 予算委員 宇都宮徳馬君 犬養 健君 一、去る二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 小金 義照君 矢尾喜三郎君 池田 頼治君 外務委員 植木庚子郎君 文教委員 竹尾 式君 塚田十一郎君 社会労働委員 滝井 義高君 通信委員 池田 男君 水谷長三郎君 建設委員 井出 太郎君 三鍋 義三君 予算委員 犬養 健君 小川 半次君 武藤運十郎君 伊藤 好道君 片山 哲君
--	--	--	--	--	--	--

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議第七号 議長の報告

一、去る二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

竹尾 式君

矢尾喜三郎君

外務委員

大塚 健君

文教委員

小金 義照君

社会労働委員

伊藤 好道君

逓信委員

塚田十一郎君

建設委員

片山 哲君

予算委員

武藤運十郎君

床次 徳二君

今松 治郎君

植木庚子郎君

滝井 義高君

三銅 義三君

水谷長三郎君

一、去る二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

案

国営競馬特別会計法を廃止する法律

案

期限のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律

案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

案

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

昭和三十年度一般会計暫定予算

昭和三十年度特別会計暫定予算

昭和三十年度特別会計暫定予算

昭和三十年度政府関係機関暫定予算

算

一、去る二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

案(内閣提出第四号)

内閣委員会 付託

国営競馬特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第一号)

期限のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案(内閣提出第二号)

以上二件 大蔵委員会 付託

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

逓信委員会 付託

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

運輸委員会 付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

通信委員会 付託

昭和三十年度一般会計暫定予算

昭和三十年度特別会計暫定予算

昭和三十年度政府関係機関暫定予算

以上三件 予算委員会 付託

一、去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

案

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案

案

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(内閣提出第六号)

大蔵委員会 付託

一、今二十八日議員から提出した動議は次の通りである。

昭和三十年度一般会計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算の編成を求めの動議(赤松勇君外十六名提出)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十四日いずれもこれを承認した。

一、調査する事項

一、食糧に関する事項

二、肥料に関する事項

三、畜産に関する事項

四、蚕糸に関する事項

五、農地に関する事項

六、林野に関する事項

七、漁業制度に関する事項

八、公海漁業及び沿岸漁業に関する事項

十二、農林水産金融に関する事項

一、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十年三月二十四日

農林水産 綱島 正興

委員長

衆議院議長益谷秀次殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運、海運及び空運に関する事項

二、観光に関する事項

三、調査の目的

一、陸運、海運及び空運の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

二、運輸に関して観光事業の発達改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明及び意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十年三月二十四日

逓信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、郵政事業に関する事項

二、郵政監察に関する事項

三、電気通信に関する事項

四、電波監理及び放送に関する事項

一、調査の目的

郵政事業、郵政監察及び郵政各所管行政事務の改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明及び意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十年三月二十四日

逓信委員長 原 健三郎

衆議院議長益谷秀次殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、郵政事業に関する事項

二、郵政監察に関する事項

三、電気通信に関する事項

四、電波監理及び放送に関する事項

一、調査の目的

郵政事業、郵政監察及び郵政各所管行政事務の改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明及び意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十年三月二十四日

逓信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、郵政事業に関する事項

二、郵政監察に関する事項

三、電気通信に関する事項

四、電波監理及び放送に関する事項

一、調査の目的

郵政事業、郵政監察及び郵政各所管行政事務の改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明及び意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十年三月二十四日

逓信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

国政調査承認要求書

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議第七号 議長の報告

一、調査の方法
関係当局より説明聴取並びに参考資料の要求及び小委員会の設置等
二、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項
二、調査の方法
関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項
二、調査の方法
関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿

三、調査の方法
関係当局より説明聴取並びに参考資料の要求及び小委員会の設置等
四、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
地方行政 大矢 省三
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
国際情勢に関する事項
二、調査の方法
関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項
二、調査の方法
関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
外務委員長 植原悦二郎
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
学校教育に関する事項
二、調査の方法
関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
学校教育に関する事項
二、調査の方法
関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿

衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する事項
二、失業対策、労使関係及び労働基準に関する事項
三、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
四、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等
五、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
社会労働 中村三之丞
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
日本経済の総合的基本施策に関する事項
二、調査の方法
関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿

二、調査の目的
一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため
二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取、報告及び記録の要求等
四、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
商工委員長 田中 角榮
衆議院議長 谷秀次殿
一、調査の目的
国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川その他建設行政に関する事項
二、調査の方法
建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
三、調査の期間
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和三十年三月二十五日
衆議院議長 谷秀次殿
内閣委員長 宮澤 虎男
衆議院議長 谷秀次殿

昭和三十年三月二十八日 衆議院會議録第七号 議長の報告

右によつて国政に關する調査を致した
いから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和三十年三月二十五日

勳務委員長 内海 安吉

衆議院議長 谷 秀次郎

衆議院會議録第五号中正殿

眞段行 殿 正

关二一 戸叶宗雄君 戸叶宗雄君

昭和三十年三月二十八日第三號郵便認可

定価 一 部

十五円

発行所

東京市神田区本町一丁目
大藏省印刷局
電話九百四十四号